

母子健康手帳に関する主な論点と今後の対応案②

1. 学童期以降の健康状態の記録について
2. 母子健康手帳の名称について
3. 成長発達の目安の記載項目の考え方等について
4. 妊婦健診における検査の記録等について
5. 適切な支援につなげるための方策について

## 1. 学童期以降の健康状態の記録について

### 【現状・経緯】（参考資料 1 スライド 2 参照）

- ・母子保健法第 16 条において、母子健康手帳には、妊産婦、乳児及び幼児の健康診査及び保健指導に関する記載を行うことが規定されている。これは、母子保健法上の母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図る趣旨から定められている。

＜参考＞母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）

（母子健康手帳）

第十六条 市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない。

2 妊産婦は、医師、歯科医師、助産師又は保健師について、健康診査又は保健指導を受けたときは、その都度、母子健康手帳に必要な事項の記載を受けなければならない。乳児又は幼児の健康診査又は保健指導を受けた当該乳児又は幼児の保護者についても、同様とする。

3 母子健康手帳の様式は、厚生労働省令で定める。

- ・平成 23 年の「母子健康手帳に関する検討会」においては、「法の趣旨に鑑みれば、母子健康手帳の記載対象年齢については、小学校就学前までの子どもに限られるが、子どもの発達に切れ目はないことから、『妊娠・新生児・乳幼児・学童期にいたる継続性』について配慮し、適切な情報提供を行うことが望まれる」とされ、任意様式に胎児発育曲線や学童期以降の成長曲線が追加された。

### 【検討会での主なご意見】

- ・子どもたちへの支援という視点で、母子健康手帳における学童期以降の記載内容について検討することが必要ではないか。
- ・妊娠期から思春期までの切れ目ない支援という成育基本法の理念を組み込むことが重要ではないか。
- ・学童期・思春期の子どもに関する記載内容についても検討すべきではないか。
- ・学童期以降の子ども自身が手帳を活用するという視点も重要ではないか。

**【今後の対応案】**

- ・妊娠・新生児・乳幼児・学童期・思春期にいたる継続性について配慮する観点から、任意様式において、学童期以降の健康状態を記録できるようにしてはどうか。

## 2. 母子健康手帳の名称について

### 【現状・経緯】（参考資料1スライド3参照）

- ・母子保健法第16条において、母子健康手帳には、妊産婦、乳児及び幼児の健康診査及び保健指導に関する記載を行うことが規定されており、当事者が主体となって健康記録を所持・記載することで、妊産婦・乳幼児を必要な保健医療支援等に結び付けるとともに、当事者自身による妊産婦・乳幼児の健康管理を促す重要な手段となっている。
- ・平成23年の「母子健康手帳に関する検討会」では、
  - 妊産婦、乳幼児は急激に健康状態が悪化することがあり、また乳幼児にとっては、この時期の健康が生涯にわたる健康づくりの基盤となることから、特に保健上の配慮を要する集団であることは現代においても変わりはないとされた一方で、
  - 父親の育児参加を促すために親子健康手帳等への名称変更が有効との意見があったが、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進の重要性という観点から、母子健康手帳の名称は変更しないことが適当とされた。
  - あわせて、父親の育児参加を促進するためには、父親にも記入しやすい欄を設ける等の工夫を行うことが望ましいとされ、父親も記載できるような欄を増やし、現行の母子健康手帳には、父親の氏名、生年月日、年齢、職業、夫の健康状態（健康/よくない、よくない場合は病名）、父親の育児休業の期間等の記載欄が設けられた。
- ・令和3年度に開催した「母子健康手帳等に関する意見を聴く会」においては、母子健康手帳という名称を引き続き用いるという意見が多かったが、父親の育児参加の重要性や多様な家族形態がある中でどのような名称とすることが良いか検討する必要がある、手帳の名称や記載内容については使用する当事者側の目線も踏まえて考えていくことが重要であるという意見があった。  
※変更後の手帳の名称の案については、「親子手帳」、「子育て手帳」「子ども子育て手帳」「家族手帳」「ファミリー手帳」「こども健康手帳」「成長手帳」等が挙げられた。
- ・自治体によっては、母子健康手帳の名称に「親子手帳」などの異なる名称を併記している場合もある。

### 【検討会での主なご意見】

- ・母子保健法は母性とその子どもに関する法律であり、父親についての記載はない。母子健康手帳がこの法律に基づくものである以上、法律を改正しないと名称の変更もできないのではないか。
- ・母子保健法はリプロダクティブ・ライツのような思想も含まれている重要な法律であるため、法律は改正せず、手帳だけ名称を変更することについても議論していく必要があるのではないか。
- ・親子手帳や、親子健康権利手帳といった名称がよいのではないか。
- ・親子手帳という名称で、対象を広げることを検討すべきではないか。
- ・名称については、いろいろな御意見があるのではないか。
- ・母子健康手帳は、ライフステージの中で特に健康リスクが高い妊婦と乳幼児の健康支援を目的とするものである一方、父親はこうした健康リスクが高くない。母子保健法において、「乳児又は幼児の保護者は、みずからすすんで、育児についての正しい理解を深め、乳児又は幼児の健康の保持及び増進に努めなければならない」と規定されていること、母子健康手帳の中でも父親による育児を支援する工夫が一定程度されていること、多くの自治体で父子手帳を作成し父親の育児参画を促している中で、母子健康手帳というツールにどこまで機能を盛り込むのか、できるだけわかりやすいかたちで整理することが望ましいのではないか。

### 【今後の対応案】

- ・「母子健康手帳」という名称は、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進の重要性等の観点を踏まえるとともに、当該手帳が母子保健法第 16 条に基づくものであることを明らかにする趣旨で用いられている。
- ・当該名称については、父親の育児参加の推進や家族の多様性の観点から変更すべきという意見と、妊娠中の記録があることや呼び方が定着していることから変更すべきではないという双方の意見があったこと、変更すべきという意見の中でも変更した後の名称についてさまざまな意見があったこと、複数の自治体において既に母子健康手帳の名称に他の名称を併記する取組が行われていること等を踏まえ、「母子健康手帳」の名称は変更しないことが適当では無いか。

- ・ 父親等が手帳を活用しやすいよう、母子健康手帳に異なる名称を併記することが可能である旨を明確化することとしてはどうか。

### 3. 成長発達の目安の記載項目の考え方等について

#### 【現状・経緯】（参考資料 1 スライド 4～12 参照）

- ・乳幼児健康診査における乳幼児の成長発達の評価は、「乳幼児に対する健康診査の実施について（平成 10 年 4 月 8 日児発第 285 号厚生省児童家庭局長通知）」の乳幼児健康診査実施要項に基づくとともに、「乳幼児に対する健康診査について（平成 10 年 4 月 8 日児発第 29 号厚生省児童家庭局母子保健課長通知」（別添 5）の基本情報票、健康診査票、健康診査問診票等が活用されている。
- ・さらに、乳幼児健康診査においては、母子健康手帳の内容を参考とし、それまでの発達状況等を保護者の記録も含めて確認するとともに、実施した健康診査の結果について同手帳に記入することとされている。このため母子健康手帳に記載された成長発達の記録と、健康診査問診票の記載項目とは、一部重複する項目がある。
- ・平成 23 年度の検討会において、妊婦健康診査で行われる感染症検査の結果の記入に際し、個人情報保護の観点から妊婦本人への説明と同意が必要とされることが議論されており、この背景として、母子健康手帳は、様々な関係者が閲覧することが前提とされている。

#### 【検討会構成員及び関係部局の意見（例）】

- ・母親と子どもの健康管理の観点から、産婦健診のタイミングである生後 2 週間と予防接種のタイミングである生後 2 ヶ月にも保護者が記録できる欄を設けてはどうか。
- ・添い寝の有無に関する項目を追加してはどうか。
- ・子どもの睡眠に関する項目を追加してはどうか。
- ・チャイルドシートの使用の有無に関する項目を追加してはどうか。
- ・歯磨きや食べ方に関する項目を追加してはどうか。

#### 【今後の対応案】

- ・生後 2 ヶ月までの期間については、産婦健診や乳児家庭全戸訪問、予防接種時などの様々な場面で母子健康手帳の活用が想定されることから、この間の記載欄を充実することとしてはどうか。

- ・ 乳幼児健康診査では、母子健康手帳や問診票の保護者の記載を医師、歯科医師等が活用し、必要な保健指導等の支援につながれていると同時に、子どもの育児や健康管理等に関する保護者への指導が行われている。また、健康診査以外の場面において、成長発達の日安の記録は、保護者による気づきや医療現場における活用につながっている。健康診査においては健康診査問診票等が別途活用されている点を踏まえつつ、母子健康手帳に追加する成長発達の日安の記載項目については、
  - ① 保護者自身が適切に記載できるか
  - ② 記載により、保護者の気づきや子どもの成長発達に関する理解に資するか、不安につながらないか、
  - ③ 子どもが将来目にする可能性も考慮しつつ、子どもの成長発達の記録（PHR）の観点から適切か、
  - ④ 個人情報保護の観点を踏まえつつ、母子健康手帳と問診票・カルテ等のいずれに記載することが適切か、
  - ⑤ 記載内容に基づき、関係者による適切な支援・指導につながれるか、などの観点から検討することとしてはどうか。



#### 4. 妊婦健診における検査の記録等について

##### 【現状】（参考資料 1 スライド 13～17 参照）

- ・「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準（平成 27 年 3 月 13 日厚生労働省告示第 226 号）」において、妊婦健診の検査項目の中に B 型肝炎抗原検査と C 型肝炎抗体検査が含まれている。
- ・母子健康手帳の「検査の記録」のページには、HBs 抗原及び HCV 抗体の検査年月日の記載欄及び備考欄が設けられている。また、個人情報保護の観点から、「検査結果を記録する場合は、妊婦に説明し同意を得ること」という注釈も付けられている。
- ・令和 2 年度より、妊婦健診において肝炎ウイルス検査陽性となった者は、初回精密検査の費用助成（無料）の対象となっている。
- ・B 型肝炎抗原検査と C 型肝炎抗体検査の結果については、標準的な電子的記録様式に含まれており、市町村が電子的に記録した場合、マイナポータルで閲覧可能となっている。
- ・肝炎ウイルス感染症も含め、妊娠中の感染症予防については、既に任意様式にて情報提供されている。一方、妊婦健診で実施されている検査の多くについては、公費負担の有無や検査の意義等について、母子健康手帳で十分な情報提供が行われていない。

##### 【関係部局の意見】

- ・肝炎ウイルス検査陽性の妊産婦に対する適切な受診を促進するためのフォローアップについて、重点的に取り組んでいくことが必要であることから、検査結果が陽性であった場合に精密検査を促すような記載の追加（たとえば、「要精密検査・問題なし」といった検査結果を記載できるようにすることや、検査が陽性であった場合に精密検査等を促す趣旨の記載）や、詳細な情報の提供が必要ではないか。

##### 【今後の対応案】

- ・妊婦健診において実施される感染症検査等の結果については、備考欄に記載が可能であるが、妊婦自身による健康管理を促す観点から、検査が陽性であった場合に精密検査等を促す趣旨の記載を追加することとしてはどうか。

- ・妊婦健診の標準的な検査項目については、感染症検査で陽性とされた妊婦が悩まないよう、また、適切な健康管理が行われるよう、任意様式による情報提供の充実を図ることとしてはどうか。

## 5. 適切な支援につなげるための方策について

### 【現状】（参考資料1スライド18～21参照）

- ・妊婦自身が記入する健康状態等の記載欄のページに「妊娠についての悩みや、出産・育児の不安がある方は、保健所、市町村（保健センター）、医療機関等に気軽に相談しましょう」と相談の促しの記載がある。
- ・相談機関の連絡先については、任意様式に次のサービスの名称と連絡先を記載できる欄を設けている。
  - ◎お母さん・お父さんのからだや心の悩み、子どもの発育や発達、子育ての仕方に関する相談：かかりつけの医療機関、子育て世代包括支援センター、市町村保健センター、保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター、児童発達支援センター
  - ◎養育上の悩みや生活の不安などに関する相談：子育て世代包括支援センター、地域子育て支援拠点、幼稚園、保育所、認定こども園、児童館、主任児童委員、民生・児童委員、福祉事務所、児童相談所、市区町村子ども家庭総合支援拠点、児童相談所相談専用ダイヤル、DV相談ナビ全国共通ダイヤル
  - ◎地域の育児サポート：保育所などで子どもを一時的に預かる「一時預かり」や「ショートステイ」、地域における子育ての相互援助活動を行う「ファミリー・サポート・センター」、妊娠、出産や子育てに関する相談・支援などを行う「子育て世代包括支援センター」や「市区町村子ども家庭総合支援拠点」、身近なところで子育て親子が気軽に集まって交流する場を設けて子育てに関する相談や地域の子育て情報を提供する「地域子育て支援拠点」、家事支援、育児指導、家庭教育支援などを行う家庭訪問等

### 【検討会構成員のご意見】

- ・妊娠中や産後の相談窓口として、子育て世代包括支援センターの連絡先を記載できる欄を追加すべきではないか。
- ・相談できる専門職の氏名や連絡先、メールアドレスを記載できる欄を追加すべきではないか。
- ・子育て世代包括支援センターなどでの面接記録を記載する欄を追加すべきではないか

- ・災害時に必要となる連絡先や災害への平時からの備えについての情報を追加すべきではないか。

#### **【今後の対応案】**

- ・相談窓口の周知と活用を図るため、相談機関の連絡先の記載欄として何を追加すべきか。
- ・妊婦や保護者が災害時に適切に対応できるよう、任意様式に災害時の連絡先の記載欄を設けるとともに、平時からの備えなどの情報を提供することとしてはどうか。